

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
 ※ ※ 農業委員会だより ※ ※
 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

国が支える・安心が大きくなる
積立年金

知って得する
農業者年金

女性農業者の
 皆さんご存じですか

1. 国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金です。
2. 安心できる老後生活への公的年金です。税制面で節税効果が大きい年金です。
3. 途中で自由に掛け金の増減も可能。また、80歳までに死亡したときは死亡一時金としてご遺族に支給されます。

加入要件

- ①国民年金の第1号被保険者で②年間60日以上農業に従事する③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金の支給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男 性	女 性	男 性	女 性
20歳	40年	91万円	79万円	136万円	118万円
30歳	30年	60万円	52万円	90万円	78万円
40歳	20年	35万円	31万円	53万円	46万円
50歳	10年	16万円	14万円	23万円	20万円
※ この試算は、65歳までの付利利率が2.3% 65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。					

【全国農業新聞の普及推進期間】

知名町農業委員会は、農業委員会の業務として農業者への農業技術・農業経営・及び農業情報等の提供を行っています。全国農業新聞購入希望者は知名町農業委員会へお問い合わせ下さい。

1. 普及推進計画・・・平成22年6月 ～ 平成23年2月
2. 購読料・・・600円／月で毎週（金）郵送されます。

知名町農業委員会
 所在地：〒891-9295 大島郡知名町知名307番地
 TEL：0997-93-3111（代表）
 FaX：0997-93-5176

【新たな農地制度（平成２２年１２月１５日より）】

農地について所有権・賃借権などを有する者は、きちんと耕作したり、耕作ができれば、地域の担い手に貸すなど、**農地を適正かつ効率的に利用**しなければならない旨の**責務を明確化し「農地の確保・賃借の促進・効率的な利用」**を進める「新たな農地制度」が平成２１年１２月からスタートしています。



現行要件（農地の権利移動）

- １．農地のすべてを効率的に利用し耕作の事業を行うこと。
- ２．農作業に常時従事する。
- ３．法人の場合は農業生産法人である。
- ４．経営面積の合計が５０ａ以上あること。

追加要件（農地の権利移動）

- １．「地域との調和」・「農業法人の賃貸契約は解約条件が必要」
- ２．「勧告や許可要件の取り消し」・「相続農地の報告義務」



※※※※ **許可なく転用すると重い罰金が課せられます。** ※※※※
まずは農業委員会に相談をしましょう。！

２．平成２１年度 １０アール当たり平均賃借料（情報）

現況地目（畑）

知名町賃借料情報（平成２１年度実績）単位 円

締結（公告された地域名）	平均額	最高額	最低額	データ数
知名町全域	１６,８００	２０,０００	１４,０００	５８
基盤整備地域	１８,０００	２０,０００	１５,０００	３１
未整備地域	１５,０００	２０,０００	１４,０００	２７

※ 田畑の位置や広さ、道路条件等を考慮し貸し手・借り手双方話し合いの上お決め下さい。